

2 社会教育の最新の動向

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策 について（諮問）

県教育庁社会教育課
主任社会教育主事兼社会教育係長 小藺 正臣

1 はじめに

令和6年6月25日、文部科学大臣から中央教育審議会へ「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策」についての諮問があった。

当時の盛山大臣は、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について、三つの事項を中心に審議をお願いした。

そこで、今回は、諮問事項の設定理由と主な審議事項の内容についてまとめる。

2 諮問事項の設定理由

(1) 社会情勢の変化

人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、DX化、グローバル化の進展等により、将来の予測が困難となっている現代社会において、学校・社会が抱える複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代における共生社会、そして「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が求められている。

さらに、高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化している。

(2) 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針の実現に向け、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」をつくり出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められている。

また、社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要がある。

(3) 第12期生涯学習分科会（令和6年6月）

全世代の一人一人の主体的な学びを尊重し、個人の幸せと他者との関係性の構築といったウェルビーイングを目指す上で、障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供を十分に確保されることが不可欠であるとされている。

また、社会教育の連携分野や担い手が多様化し裾野が拡大する中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について今後の施策の方向性が示されている。

3 主な審議事項

(1) 社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

ア 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

- 社会教育を通じた地域コミュニティの維持・活性化
- 社会教育行政と関係機関との連携促進
- 社会教育人材ネットワークの構築・活性化
- 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進

- イ 社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化
 - 社会教育行政の中核として求められる社会教育主事の職務内容の在り方
 - 社会教育士の更なる活躍促進
- ウ 社会教育主事・社会教育士の養成の在り方
 - 異なる役割に応じた養成方法・内容の確立
 - 講習実施機関の拡大
 - 若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げるための方策

(2) 社会教育活動の推進方策

- ア 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策
 - コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実
 - 地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上
 - 社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進
 - 家庭教育支援の促進
- イ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策
 - 地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方
 - デジタル技術の活用を含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上
- ウ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策
 - 青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用を含めた青少年教育施設の在り方
 - 青少年体験活動に携わる人材の資質向上
 - 関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化
- エ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策
 - 環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等の取組に対しての社会教育の連携・貢献
- オ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策
 - 障害者や外国人等の学習機会の充実
 - 福祉関係者や民間団体等の地域における関係者との連携の在り方

(3) 国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

- ア 社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方
 - 社会教育人材の養成・資質向上
 - 地方公共団体や関係団体への情報提供・相談対応等
- イ 社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方
- ウ 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方

4 おわりに

今回、「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」の内容をまとめる中で、改めて社会教育の幅広さ、奥深さを痛感するとともに、個人のウェルビーイング向上と地域コミュニティの持続的な形成には、社会教育が、やはり重要な役割を担っていることを再認識した。

社会教育法制定（昭和24年）から76年が経過した。この間、地方公共団体や関係機関・団体等をはじめ、各般におけるたゆまぬ努力により、個人の要望や社会の要請に応え、社会教育の振興が図られてきた。社会情勢が大きく様変わりし、社会教育に求められる役割やニーズも大きく変化している今、社会教育に携わる私たちは、これまでの先輩方の思いや効果的な取組等を引き継ぎ、更に新しい感覚をもち、互いに受け入れ合い、「つながり」や「かかわり」を感じながら、共に、これからの鹿児島県社会教育の推進・充実に邁進していかねばならないと切に思った。